



公共事業における 総合評価方式の 包括協議について

建設大臣官房技術審議官付補佐 やまもと さとし 山本 悟司



はじめに

現行の一般競争入札等の入札方式は、会計法に基づく「価格のみ」の競争で落札者を決定することを原則としている。総合評価方式は、落札者を「価格のみ」ではなく、「価格以外の要素」も加味して、総合的に落札者を決定するものであるが、これを実施するに当たっては、各省庁の長が大蔵大臣に協議し、落札方式を定めることとなっている。これまで建設省においては、2件の工事に総合評価方式を適用してきているが、いずれも工事ごとに個別に大蔵大臣と協議し工事を実施してきた。

今般、総合評価方式を適用する場合の適用範囲や落札方式、評価方法等について大蔵大臣との包括協議が整った。本文では、この総合評価方式および包括協議の概要について紹介するものである。



総合評価方式の概要

会計法第29条の6第1項では、「価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の相手方とすることができ

る。」とされており、これまでも、価格以外の要素も加味して落札者を決定することは可能であったが、予算決算及び会計令第91条第2項により、「各省各庁の長が大蔵大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる。」とされていたため、大蔵大臣に協議をした上で実施する必要があったこと等から、これまで公共工事においては総合評価方式の活用が図られていなかった。しかし、従前から工期、安全性などを重視すべき工事については、総合評価方式を導入すべきと中央建設業審議会建議等において指摘されており、また政府としても「規制緩和推進3か年計画」(平成10年3月31日閣

表—1 総合評価方式の事例

工事名	今井1号橋 撤去工事	五十里ダム施設 改良本体工事
発注者	関東地方建設局	関東地方建設局
個別協議	平成10年11月	平成11年7月
入札公告	平成11年6月	平成11年10月
評価項目	○ 価格 ○ 通行止め時間	○ 価格 ○ ダム水位低下期間(=ダム水位の低下により発電が困難になることによる電力会社への補償費)

議決定)において、公共工事について総合評価方式の導入を図るとともに、総合評価の方法や結果の公表等手続きの透明性を確保する旨、決定されていた。

これを受けて、建設省においては、公共工事への総合評価方式の適用について検討を進め、これまでに表—1に示す2件の工事を実施している。

3 総合評価方式の包括協議

総合評価方式の適用の拡大を図っていくために、総合評価を適用できる工事の範囲や落札方式、評価方式等を定めた包括協議の調整を大蔵省と進めてきたところであるが、平成12年3月27日に農林水産大臣、運輸大臣、建設大臣と大蔵大臣の間でこの包括協議が整い、その旨が各省庁に通知された。これにより大蔵大臣との個別協議を実施せず、協議の内容に示されている範囲の工事については、各省庁において、大蔵大臣との協議が整っているものとして総合評価方式を採用することが可能となった。また、本協議の回答をもとに、関係する公共工事発注省庁間において、運用上の基本的な事項を示したガイドラインの申合せを実施した。

包括協議の内容は次のとおりである。

工事に係る入札に係る総合評価落札方式

I 適用範囲

以下の工事(設計・施工一括発注を含む。)に係る請負契約を締結しようとする場に適用する。

- 1 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額(以下「補償費等の支出額等」という。)並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約に関する事務を管理する大臣(以下「大臣」という。)が認める工事
- 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事
- 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事

価格の差異に比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

II 落札方式

- 1 入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、Ⅲ「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札に係る性能等が、入札公告及び入札公示(これらに係る入札説明書又は技術資料作成要領を含む。以下「入札公告等」という。)において明らかにした性能等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
 - (3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点(必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計)を、予定価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格)で除した数値を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

III 総合評価の方法

- 1 性能等の評価方法については、次のとおりとする。
 - (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。
 - (2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。
 - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。
 - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
 - (5) 補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。
- 2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得た数値をもって行う。

IV その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。

上記に示されている評価方法および落札方式を概説すると次のとおりになる。

評価値は、次の式で表される。

$$\text{評価値} = \frac{F_{\text{必須}} + F_1 + F_2 + \dots}{C_{\text{入札価格}} + C_1 + C_2 + \dots}$$

ここで、

$F_{\text{必須}}$ 必須とする項目に対する得点の合計

= 基礎点合計

F_1 評価項目 1 に対する得点

F_2 評価項目 2 に対する得点

⋮

加算点合計

$C_{\text{入札価格}}$ 工事価格 (= 入札価格)

C_1 工事価格以外のコスト 1

C_2 工事価格以外のコスト 2

⋮

この際、工事価格と同等にコストとして評価することが可能な評価項目（たとえば、補償費等の支出額等）は分母 C に加え、困難な評価項目は分子 F に加えることになる。

総合評価方式においては、上記包括協議に示してあるとおり、(1)入札価格が予定価格の制限の範囲内で、(2)入札に係る性能等が、入札公告および入札公示等において明らかにした性能等の要求要件のうち、必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしており、(3)評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点を、予定

価格で除した数値（以下、「基準評価値」という）を下回っていない参加者の中から、評価値が最大の者を落札者とするものである。

下図は、上記により落札者を決定する場合の方法を模式的に示したものである。ここでは、A～D の 4 者がそれぞれの条件により入札したとする。C は予定価格を超え、D は基準評価値を下回っているため落札者とししない。A および B が上記条件を満足しており、従来の価格のみであれば A が落札者となるが、この総合評価方式によると B の方が評価値が高いため、B が落札者となる。



包括協議が整ったことにより、各省庁において総合評価方式を適用できる環境は整ったが、より適用工事を拡大するためには、総合評価方式が適用可能な対象工事を類型化し、また、価格以外の要素の評価項目やその数値化等の評価基準の策定および評価方法のプロセス等の確立が必要である。そのためには、今後、総合評価方式を実際の工事において試行しながら、これらの課題に取り組んでいくことが必要不可欠であり、関係各位の協力をお願いするものである。

